

滋賀県環境総合計画の改定状況について

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき「第三次滋賀県環境総合計画」（平成 21 年 12 月）を策定しています。今年度末で計画期間が終了することとなることから、社会・経済等の様々な情勢の変化や現行計画の点検・評価を踏まえ、改定を行います。

計画改定にあたって、本計画は「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」第 2 条で規定される「基本計画」に該当していることから、同条例第 4 条の規定に基づき、改定の理由、目的および概要等について、立案過程における報告を行います。

1 これまでの経過

【滋賀県環境審議会における審議】

平成 25 年 3 月 21 日	「第三次滋賀県環境総合計画の改定について」諮問
～9 月 27 日	環境企画部会の審議（全 4 回）
10 月 23 日	滋賀県環境審議会答申

【湖国環境保全推進会議】

平成 25 年 3 月 15 日	湖国環境保全推進会議統括委員・委員合同会議
9 月 18 日	答申素案について意見照会
10 月 23 日	湖国環境保全推進会議委員会議
11 月 5 日	” 統括委員会議
11 月 12 日	県政経営会議
平成 26 年 1 月 24 日	湖国環境保全推進会議委員会議
平成 26 年 2 月 10 日	県政経営会議

【県民政策コメント等意見聴取】

平成 25 年 11 月 15 日～1 月 5 日	県民政策コメント募集
11 月 15 日	市町環境担当課長会議
11 月～12 月	関係団体等意見交換

【県議会説明】

平成 25 年 3 月 11 日	環境・農水常任委員会	（計画の改定について）
10 月 7 日	”	（答申案説明）
11 月 13 日	”	（計画素案説明）
平成 26 年 2 月 12 日	”	（県民政策コメント経過報告）
2 月県議会	計画の立案過程の報告	

2 添付資料

- (1) 資料 3-1 第四次滋賀県環境総合計画（概要）
- (2) 資料 3-2 第四次滋賀県環境総合計画（案）

第四次滋賀県環境総合計画（案）の概要

1 計画の性格

- ・ 滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもの。
- ・ 県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられ、琵琶湖の総合保全、生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策、目標などは、これら分野別計画において定める。
- ・ 計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とする。

2 目指すべき将来の姿

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造

現行計画に掲げる将来の姿「持続可能な滋賀社会」と2つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、現行計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や東日本大震災を契機とした、県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来像を設定した。

3 基本目標～3つの基本目標

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

[ポイント]

- ・ 従来目標（低炭素社会の実現、琵琶湖環境の再生）に加え、「人」・「地域」、「安全で快適な社会」の視点を追加。

- ・ 複雑化・多様化する環境課題の解決に向けて、基盤となる「人材育成」が重要であることから、目標の1つめに「人」を置いた。

4 環境施策の方向性

計画期間内に重点的に取り組むべき施策や現行計画策定以降に生じた新たな課題に対しての大きな方向性を記述。

(新たな課題～主なもの)

- ・ 琵琶湖の栄養塩バランスやプランクトンの質的な変化
- ・ COP10（2010年）以来の生物多様性への関心の高まり
- ・ 外来水生植物「オオバナミズキンバイ」の生息域の拡大
- ・ ニホンジカの食害による森林植生の衰退
- ・ PM2.5や放射性物質に関する情報提供の必要性（環境リスクコミュニケーション）
- ・ 持続可能社会に向けた人材育成（「ESD」(持続可能な開発のための教育)）の視点 他

5 複雑化・多様化する環境課題に対応する横断的仕組づくり

今日、直面する環境問題は、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化・多様化し、分野横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっている。

これらの課題に柔軟に対応するため、仕組づくりについて記述した。

[1] 人育ち・人育ての仕組づくり

- ・ 琵琶湖博物館環境学習センターを中心に、多様な主体と協働連携しながら、「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習を展開。
- ・ 「環境学習の推進に関する計画」を県民あげて取り組んでいけるよう、環境学習に関わる多様な主体で構成する「(仮称)環境学習推進協議会」を新たに設置。

[2] 環境課題解決の仕組づくり

- ・ 複雑化・多様化する環境問題に対処するため、県が持つ試験研究機関と管轄する部局が一堂に会して、課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全の仕組として、「(仮称)琵琶湖環境研究推進機構」を新たに設置。

6 計画の進行管理

環境関連の分野別計画（滋賀県環境学習推進計画、琵琶湖総合保全計画（マザーレイク21計画 第2期改定版）、滋賀県低炭素社会づくり推進計画、第三次滋賀県廃棄物処理計画他）における数値指標の評価を活用するとともに、県政世論調査などによる環境施策の満足度調査結果を反映し、各基本目標を総合的に評価（総合評価方式）。